
令和 4 年度予算編成方針

『ひと・もの・まち』が輝く
健康で元気な網走の実現に向けて

令和 3 年 11 月
網 走 市

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は世界中のこれまでの時間軸を大きく変化させ、急速なスピードで時代の変革を加速させている。我が国においても、デジタル技術の更なる進展による働き方の変化に伴い、地方での暮らしへの関心の高まりなど、地域社会の変化が現れてきている。

こうした中、ポストコロナを見据えつつ、デジタル社会の推進、地域経済の活性化と市民生活の維持向上に向けた取り組みを行っていく。

2. 国と地方の経済動向について

内閣府が発表した10月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている。」とし、先行きについては、「感染対策を徹底し、ワクチン接種を促進するなかで、各種施策の成果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

また、北海道地域の景況判断（8月）では、前回（6月）の「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」を据え置いており、厳しい状況に変わりはない。

7－9月期のGDP速報値においては、実質成長率△0.8%、名目成長率△0.6%となり、前期の4－6月期の実質成長率+0.5%、名目成長率△0.1%から比較すると民間の最終消費支出や住宅、企業設備がともに減少したことにより大きく下方改定されている。

3. 国の予算編成と地方財政について

令和3年7月7日の閣議における「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行うほか、「グリーン」「デジタル」「地方活性化」「子供・子育てへの予算の重点化」を進めるため、「新たな成長推進枠」を措置するとしている。

11月10日に発足した岸田内閣は、3つの政策「新型コロナ対応」、「新しい資本主義」、「外交・安全保障」を掲げ、中でも「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現では、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方活性化を推進するとしている。

総務省は、令和4年度の地方財政について、一般財源総額を令和3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、「概算要求時における地方財政収支の仮試算」では、歳出の一般歳出合計は前年度比0.5%の増（主な要因は社会保障費の増）となっている一方、歳入の水準超経費を除く一般財源総額は0.2%の増に留まっており、裁量的な経費の上積みは望めない状況であるものの、11月19日の臨時閣議で財政支出が過去最大の55.7兆円となる新たな経済対策が決定され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も積み増しされる見込みであることから、感染症の拡大防止や社会経済活動の再開と次なる危機への備え、新しい資本主義の起動、防災・減災、国土強靱化などの取り組みを推進できるものと認識している。

4. 本市の財政状況について

新たに策定した中期財政収支見通し（令和4～7年度）では、4年間で約28億円の収支不足が見込まれている。（別紙1）

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般財源の根幹をなす市税や地方譲与税の回復が見込めない中、地方交付税も算定の基礎となる国勢調査人口の減などにより減少している。

一方、歳出では、依然として高い公債費負担が続く中、庁舎の建て替えや大型公共施設の耐震及び老朽化対策、さらには新型コロナウイルス感染症への対応やデジタル社会の推進などにも取り組まなければならない。

全職員がこの状況を認識し、次代を見据えた新技術の取り込みによる事務の効率化などに取り組む必要がある。

5. 予算編成について

令和4年度予算は、行政手続きのデジタル化と地域経済の活性化に向けた視点を持ちつつ、下記の6項目を重点施策とし、課題の解決と将来を展望した施策を展開する。

一方で、事業効果や必要性の乏しい事務事業については事業の再構築（スクラップアンドビルド）を含めた整理を行うなど、財政規律のバランスを念頭に多角的な視点での見直しによる歳出削減や国の補助金の活用など自らが財源確保に努めた予算要求とすること。

【 6つの重点施策 】

① 『新型コロナウイルス感染症への対応』

- ・ コロナ後の新しい社会の開拓を推進すること
- ・ ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済を推進すること

② 『デジタルを推進するまち』

- ・ デジタルを活用したマーケティングやプロモーションなど関係人口創出を図ること
- ・ 行政手続きのオンライン化など市民の利便性向上を図ること
- ・ 電子決裁の導入など事務事業のデジタル化を図ること

③ 『グリーンなまち』

- ・ 脱炭素や再生可能エネルギーの活用を推進すること

④ 『子供を産み育てやすいまち』

- ・ 結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい環境づくりを推進すること
- ・ 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくりを推進すること

⑤ 『活力あふれるまち』

- ・ 地域経済の活性化を図ること
- ・ 魅力ある観光地づくりを推進すること

⑥ 『安全・安心なまち』

- ・ 地域公共交通網の維持・確保を図ること
- ・ 公共施設、生活インフラ施設の長寿命化や国土強靱化を図ること

6. 公共施設等について

公共施設等の管理、改修、更新、廃止、解体など一連の取組みは、「網走市公共施設等総合管理計画」に基づき、全庁的な共通認識の下で進めるものとする。

予算要求にあたっては、利用実態、今後の利用予測、周辺エリア施設の利活用、トータルコストなどを十分に分析、検討するとともに総量の縮小を基本とすること。

また、個別施設計画を策定していない場合は、早急に策定すること。（全施設対象）

7. 予算要求の基本的事項

中期財政収支見通しにおいては、多額の収支不足が見込まれることから、各部において、事務事業の見直しや歳入確保に努めること。

(1) 予算の配分について

①部別配分方式

収支不足に係る財源を捻出するため、事業のスクラップアンドビルドを検討すること。
「団体運営補助金」は対象外としているが、団体の財源確保額を加味して行うよう努めること。各部配分額は別紙2のとおりとする。※施策事業費 △5%（一財ベース）

30万円未満の「新規・拡充事業」に係る財源については、事務事業全体の見直しにより生み出すものとし、不足がある場合は部内にて調整すること。

事業の完了・廃止を行う場合は、事業統合や規模縮小の可否について検討を行うこと。

また、小規模な事業であってもサービス低下の影響について熟慮し判断すること。

「新規・拡充事業」、「各種見直し事業」については、一件審査のため配分は行わない。

要求にあたっては、事業内容、見積り内容を精査すること。

なお、配分額を超える要求については、新規・拡充一般枠で取り扱うこと。

②予算額と決算額の乖離の見直し

予算規模の適正化を図るため、令和2年度の予算額と決算額の乖離（不用額）が大きな事業（決算乖離事業）及び令和3年度の予算の執行状況について確認が必要な事業（決算反映事業）については、部別配分方式によらず、事業の必要性等を再検討すること。

③事務事業の見直し

総合計画や総合戦略、公共施設等総合管理計画に基づき、すべての事業において、事業の内容、効果を今一度検証し、事業の再構築、新たな事業への展開、完了、廃止などを検討すること。

また、監査より補助金等を交付している団体において多額の繰越金の発生や余剰金発生の常態化が見られるとの指摘を受けたことから、対象事業の目的と内容、公益上の必要性を精査し、適切な事務事業の見直しを図ること。

(2) 新規・拡充事業の予算要求について

30万円未満の新規・拡充事業については、事務事業全体の見直しにより部別配分額内にて調整のうえ要求すること。

なお、次の事業については、部別配分額とは別枠での要求を認める。

①重点施策枠（新型コロナウイルス対応、新たな成長推進、安全・安心なまち）

6つの重点施策に基づく以下の事業。

- ・ コロナ後の新しい社会の開拓を推進する事業
- ・ ウィズコロナ・ポストコロナ時代における経済の活性化を図る事業
- ・ 「関係人口創出」「市民サービス」「行政運営」におけるデジタル化
- ・ 脱炭素や再生可能エネルギーの活用を推進する事業
- ・ 子育て環境づくりや子供の安全・安心の確保を図る事業
- ・ 地域経済の活性化や魅力ある観光地づくりを推進する事業
- ・ 地域公共交通や公共施設、生活インフラの維持・確保を図る事業

②新規・拡充一般枠

網走市総合計画または網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業であって先進的事例や業務の効率化、歳入拡大を図る事業等に新たに取り組むもの。

8. 複数年予算管理について（5ヵ年見込み額の把握）

中期的視点に立った財政運営を図るため、引き続き、以降5ヵ年の予算見込み額をとりまとめることとし、令和5年度から令和8年度までの要求額を、令和4年度要求額や各種計画に基づき、財務マネジメントシステムに入力するものとする。

建設事業については、中期財政収支見通しに計上された範囲内で要求すること。

9. 個別事項

(1) 歳入に関する事項

①市税

一般財源の根幹をなすものであり、税制の動向、新型コロナウイルス感染症の影響等、国内経済情勢や地域経済の動向分析等を多角的に行い過大、過小とならないよう的確な見積りに努めること。

過小見積りは、結果として必要以上の歳出削減が生じることに留意すること。

賦課においては課税客体の完全捕捉に努め、徴収にあたっては、非常に厳しい地域経済の状況であるが、収納率の向上に努めること。

②国・道支出金

国の動向を注視し、早期の情報収集に努め、補助事業等の活用に取り組み、特定財源を確保すること。

また、北海道の財政状況も極めて厳しい状況と見込まれることから、道単費の補助金についても同様に注視すること。

③使用料・手数料

市民負担の公平の観点からも収納率の向上に努め、前年度以上の収納率とすること。

④市債

起債対象経費を精査するとともに、充当率については財政課と事前協議すること。

なお、時限的に交付税措置が拡大されている公共施設等適正管理推進事業や緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業といった市債を積極的に活用すること。

(2) 歳出に関する事項

①建設事業費

中期財政収支見通しに計上された範囲内とし、補助事業については、国への要望額をそのまま要求額としないこと。単独事業については国や道の補助制度が活用できないか確認し、安易に単費での要求としないこと。

また、時限的に財政措置が拡大されている事業などの要求を優先的に予算化するので、既存事業の振替えが可能か確認し、積極的な活用を図ること。

既存事業の労務単価の上昇、資材高騰の影響については、事業量で調整すること。

なお、市営住宅や庁舎など大型建設事業に加え、公共施設の耐震対策や大規模改修が控えていることから、既存の建設事業については、これらとのバランスを図ること。

②施策事業費

政策検討会で議論された課題などを踏まえ、6つの「重点施策」と「総合戦略」を念頭に新規事業の所要額を精査し要求すること。また、庁内連携はもとより、大学、他市などとの連携強化を図ること。既存事業については、効率性、効果性、市民ニーズなど多角的な視点での見直しにより徹底した経費縮減を図ること。

③経常行政費、施設管理運営費

内部事務管理費など市民サービスに直結しない経費や施設の維持管理費については、配分に限らず自らが縮減見直しを図ること。また、施設については、人口減少や利用実態、類似施設などを考慮し、総量の縮小を図ること。

さらには、オンラインへの対応を検討すること。

④義務費

扶助費は前年度決算及び本年度の決算見込みを十分に分析した上で、所要経費を精査し的確な見積りを行うこと。過大な見積りが、結果的に他の事業の縮減につながることに留意すること。特に制度改正の動向に十分留意すること。

⑤その他事業費

所要経費を精査し、的確な見積りを行うこと。

特別会計（事業会計）繰出金及び消防負担金については、経費を区分した上で、それぞれの事業区分に準じた予算要求とすること。

⑥車両の購入について

別紙3「車両購入に係る予算要求基準」に基づき予算要求すること。

なお、予算要求基準に基づく車両更新計画一覧に掲載された車両であっても、車両状態を確認し、次期車検まで使用可能と見込まれる場合の要求は慎むこと。

⑦燃料費及び光熱水費について

燃料費の積算にあっては、単価の近況を踏まえ要求すること。

⑧時限的なインフラ対策等について

時限的に交付税措置が拡大されている公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等に鑑み新設された補助金等を活用して実施する事業に積極的に取り組むこと。

⑨デジタルファーストの取り組みについて

デジタルファースト宣言に掲げた、「関係人口創出」「市民サービス」「行政運営」については、デジタルに置き換えられるものは予算の振り分けもDXを基本に据えること。誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化により、人口減少や新たな日常に対応した、持続可能な街づくりを推進すること。

また、事業の告知を行う場合は、DXの進展を踏まえて対応し、デジタル・ソーシャルメディア、地域FMなど対象者に応じて的確に情報が伝達されるよう努め、各種研修や会議などはオンラインへ、刊行物やポスターなどの印刷物は原則デジタルへ移行すること。

(3) 特別会計及び事業会計に関する事項

特別会計や事業会計も財政の健全度を示す指標の算定では、連結決算の対象であることを十分に認識し、徹底した歳入確保及び歳出削減を図ること。一般会計と同様に、中期財政収支見通し（5ヵ年）を策定し、予算要求書と同時に提出すること。（様式は任意）

過大な見積りや中期財政収支見通しに計上されていない、一般会計からの繰り出しは認めない。また、それぞれの会計においては、次の事項について留意すること。

①国民健康保険会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計について

給付費等の積算にあたっては、制度改正を的確に把握するとともに過大とならないよう精度の向上を図ること。

特に多額の不用額が常に生じている事業は、過大な見積りにより結果的に他の事業の縮減につながることに留意すること。

②市有財産整備会計、網走港整備会計、能取漁港整備会計

土地の売却、有効活用（貸付）に全力を尽くし、あらゆる方策を検討すること。

赤字会計の歳出に関しては、必要最小限とすること。

なお、能取漁港整備会計及び網走港整備会計は、資金不足比率を注視した予算編成、予算執行とするため、今後5年間の資金不足比率の見通しに関する資料を提出すること。（様式は任意）

③水道会計、簡易水道会計、下水道会計

独立採算制の原則に基づき、より一層の経営の健全化を図ること。

また、地方公営企業法の適用により、将来にわたって持続可能な経営を確保し、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図ること。

予算編成スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 1月22日（月） | 予算編成方針通知 |
| 1 1月26日（金） | 新規・拡充等に係る事業名称追加の締切【期限厳守】 |
| 1 2月10日（金） | 予算要求締切【期限厳守】 |
| 1 2月17日（金）～28日（火） | 市長・副市長ヒアリング【予定】 |
| 1月 5日（水）頃～ | 市長・副市長懸案事項再ヒアリング【予定】 |

網 走 市 中 期 財 政 収 支 見 通 し (R3～R7)

(単位: 百万円)

	R3年度予算額		R4年度見込額		R5年度見込額		R6年度見込額		R7年度見込額	
		内一般財源		内一般財源		内一般財源		内一般財源		内一般財源
歳入合計(A)	24,279	13,248	25,025	13,655	25,892	13,752	24,949	13,865	23,050	13,436
一般財源小計	13,050	13,050	12,672	12,672	12,752	12,752	12,682	12,682	12,710	12,710
市税	4,271	4,271	4,626	4,626	4,628	4,628	4,557	4,557	4,559	4,559
地方譲与税・交付金等	1,427	1,427	1,282	1,282	1,286	1,286	1,286	1,286	1,291	1,291
地方交付税	7,233	7,233	6,705	6,705	6,779	6,779	6,780	6,780	6,801	6,801
普通交付税(臨財債含む)	6,433	6,433	5,905	5,905	5,979	5,979	5,980	5,980	6,001	6,001
特別交付税	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
その他一般財源	119	119	59	59	59	59	59	59	59	59
特定財源 小計	11,229	198	12,353	983	13,140	1,000	12,267	1,183	10,340	726
国・道支出金	4,155		4,395		4,378		4,922		4,621	
基金繰入金	1,109	198	949	893	1,056	1,000	1,087	1,033	782	726
市債(臨財債除く)	1,997		3,064	90	3,716		2,334	150	938	
その他特定財源	3,968		3,945		3,990		3,924		3,999	

歳出合計(B)	24,279	13,248	25,999	14,584	26,283	14,440	25,039	14,472	23,488	14,052
義務的経費	9,902	6,500	9,403	6,693	9,373	6,642	9,556	6,734	9,317	6,425
人件費	2,498	2,178	2,331	2,157	2,256	2,087	2,432	2,258	2,289	2,120
職員給(給料、手当、共済費)	2,274	2,117	2,230	2,061	2,256	2,087	2,275	2,106	2,289	2,120
退職金	224	61	101	96	0	0	157	152	0	0
議員・委員報酬等	145	144	145	144	145	144	145	144	145	144
公債費	3,633	2,888	3,310	3,026	3,378	3,065	3,406	3,005	3,328	2,846
扶助費	3,291	974	3,287	1,036	3,283	1,035	3,279	1,034	3,274	1,034
債務負担(国営・建設費償還補助等)	335	316	330	330	311	311	294	293	281	281
政策的経費	4,659	741	6,867	1,622	7,281	1,601	6,172	1,660	4,803	1,526
ソフト事業費(施策事業費)	2,433	620	2,537	1,113	2,344	1,056	2,252	1,002	2,238	995
ハード事業費(建設事業費)	2,226	121	4,330	509	4,937	545	3,920	658	2,565	531
その他の経費	9,718	6,007	9,729	6,269	9,629	6,197	9,311	6,078	9,368	6,101
施設管理運営費	2,625	2,026	2,567	2,038	2,538	2,019	2,520	2,000	2,516	1,994
経常行政費	2,105	1,353	2,518	1,665	2,434	1,602	2,401	1,586	2,425	1,564
その他事業費(繰入金、消防負担金他)	4,988	2,628	4,644	2,566	4,657	2,576	4,390	2,492	4,427	2,543

差引収支(A－B)	0	△ 929	△ 688	△ 607	△ 616
-----------	---	-------	-------	-------	-------

	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末	R7末
基金の残高推移(取崩可能)	3,421	3,339				
起債残高の推移	32,028	32,528	32,645	33,582	33,300	32,064

R3～R7における収支不足見込額 △ 2,840

施策事業費・經常行政費・施設管理運営費

各部財源配分額

部 名	施策事業費 配分 <u>一般財源額</u> (千円)	經常行政費・施設管理運営費 配分 <u>事業費額</u> (千円)
企 画 総 務 部	40,379	335,601
市 民 環 境 部	22,068	546,359
健 康 福 祉 部	211,741	1,293,344
農 林 水 産 部	45,215	60,805
観 光 商 工 部	134,419	131,533
建 設 港 湾 部	65,759	343,605
学 校 教 育 部	80,795	466,052
社 会 教 育 部	77,323	415,242
会 計 課	—	3,104
議 会 事 務 局	2,872	11,263
農 業 委 員 会 事 務 局	487	6,288
選挙管理委員会事務局	—	1,787
監 査 事 務 局	—	625
合 計	681,058	3,615,608

車両購入に係る予算要求基準

(適用車両)

1. 本基準は、事務用などの一般車両に対し適用する。

(更新年数)

2. 更新する車両の対象は、初年度登録から軽自動車で 15 年、小型乗用車で 17 年を経過し、更新計画に計上された車両とする。ただし、財政課長が下記の基準に該当すると事前に認める場合は予算要求ができるものとする。

(1) 走行に著しい支障をきたしている場合

(2) 更新により、減車または車両の小型化が行われる場合

(購入車両)

3. 購入する車両は次の基準とする。ただし、財政課長が特殊事情として事前に認める場合はこの基準によらず予算要求ができるものとする。

(1) 軽自動車を基本とする。

(2) 軽自動車では業務に支障があると認められる場合は小型貨物車 (バン) とする。

(3) 上記により難しい場合は、小型乗用車とする。

(4) 作業車両は、業務に応じて軽トラック又は軽貨物とする。

(予算要求限度額と仕様)

4. 購入車両に係る予算要求の限度額と仕様は、次のとおりとする。

種類	駆動	予算要求限度額 (千円)	参考車種
軽自動車	2WD	1, 150	ダイハツ・ミライース、 スズキ・アルトエコ
	4WD	1, 200	
小型貨物車 (バン)	2WD	1, 800	トヨタ・プロボックス、 日産・NV150 AD
	4WD	1, 950	
小型乗用車	2WD	2, 100	トヨタ・カローラフィールダー スバル・インプレッサ
	4WD	2, 200	
軽トラック	4WD	1, 250	ダイハツ・ハイゼットトラック、 スズキ・キャリィ
軽貨物	4WD	1, 400	ダイハツ・ハイゼットカーゴ、 スズキ・エブリィ

※ 上記を基準に車両の性能はこれと同程度又はこれ以下とすること。

※ 上記の予算要求限度額は、タイヤ等付属品、衝突安全装置、ドライブレコーダー、諸経費を含めた額である。

(一般会計の重量税及び自賠責保険料は財政課管財係支出のため除く)

※ 2WDと4WDの選択については、用途を踏まえ判断すること。

※ 特別会計においても、上記基準に準じた取扱いとすること。

○予算要求基準に基づく車両更新計画一覧

所属		現行車両			更新車両		
部	課	車名	年式	車検	年度	経過	車両
建設港湾部	建築課	プリウス	H13.5	R4.6	R4	21年	小型貨物車（バン）
学校教育部	学校教育課	エスティマ	H12.5	R4.5	R4	22年	小型乗用車
社会教育課	管理係	カローラ	H17.5	R4.6	R4	17年	小型乗用車
市民環境部	市民活動推進課	エキスパート	H15.5	R5.5	R5	20年	小型貨物車（バン）
農林水産部	水産漁港課	キャリー	H13.12	R5.11	R5	22年	軽トラック
企画総務部	税務課	キャロル	H17.10	R6.10	R6	19年	軽自動車
企画総務部	税務課	コルト	H17.3	R7.3	R6	19年	小型貨物車（バン）
社会教育部	スポーツ課	エスティマ	H15.2	R8.2	R7	22年	小型乗用車
健康福祉部	健康推進課	R2-R	H21.7	R8.7	R7	16年	軽自動車
学校教育課	庶務係	ミニキャブバン	H15.2	R9.2	R8	23年	軽貨物
学校教育課	庶務係	ハイゼットトラック	H17.4	R9.4	R8	21年	軽トラック

※車両の状態に応じ、車両更新計画に関わらず更新時期を先送りする場合があります。